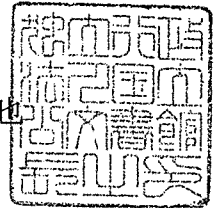


国公文第73号

平成23年2月4日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 高山 正 也



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成23年2月2日付け府公第15号をもって意見照会があった標記について、下記のとおり当館の意見を申し述べます。

記

1. 申出のあった司法行政文書について移管を受けることの適否について

いずれも移管を受けることが適当であると考えます。

2. 申出のなかった司法行政文書のうち、当館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該司法行政文書の名称について

現在、選定中であり、別途意見を申し述べることにしたい。